

議第85号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 3 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則中第 5 項を第 9 項とし、第 4 項を第 8 項とし、第 3 項を第 7 項とし、第 2 項の次に次の 4 項を加える。

- 3 保育所における別表第 5 第 2 項第 2 号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 4 別表第 5 第 2 項第 2 号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した保育士の数が 1 人となるときは、設置者は、当該保育士に加えて、他の保育士または保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を 1 人置かなければならない。
- 5 開所時間が 1 日につき 8 時間を超える保育所であって、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員を別表第 5 第 2 項第 2 号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員を同号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を保育士とみなすことができる。
- 6 第 2 項、第 3 項および前項の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、別表第 5 第 2 項第 2 号の規定により算定される保育士の数の 3 分の 1 以下の数としなければならない。
別表第 5 第 1 項第 4 号イの表中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号および第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号および第 10 号」に、「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその

他排煙上有効なものに限る。)を有する付室を通じて連絡されている場合」を「付室を通じて連絡されている場合(屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあつては、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合に限る。)」に改め、別表第5第2項第2号ただし書中「開所時間」を「保育時間」に改める。

別表第6第2項第2号オおよび別表第7第2項第8号ケ中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

別表第13第1項第6号ク中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加え、同表中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1項第4号の改正規定は、同年6月1日から施行する。